

宇都宮市企業立地等支援補助金

宇都宮市では、新規企業の立地または市内既存企業の定着・拡大を促進するため、市内で工場等の新設、増設及び建替等を行う際の設備投資費用の一部を助成します！

補助の種類	対象業種（※１）	補助対象	補助率	上限
基本補助	・ 製造業 ・ 特定サービス事業 ・ 物流関連産業 等	土地 建物 設備	5 %	3 億円
上乗せ補助 （上限の上乗せ）	・ モビリティ産業 ・ 情報通信産業 ・ 半導体関連産業 ・ 蓄電池産業			7 億円

最大
10億円

※１ 対象業種は、新設した建物で行う業務のこと。

※２ 建替に伴う解体及び撤去・処分に必要な経費も対象



基本補助上限3億円は
北関東最大級だよ！

支援条件

① 対象地域

市内の工業団地、工業専用地域、工業地域、準工業地域 等
（宇都宮市リーディング企業（※）は対象地域の制限なし）

② 事前申請期間

- ・ 土地の取得がある場合 ⇒ 土地取得等の日から6か月以内、かつ、着工前
- ・ 土地の取得等がない場合 ⇒ 建築着工前
建替に伴う解体工事がある場合は、解体工事着手前

③ 雇用条件

事前届出日から交付申請日までに新規雇用者1名以上雇用すること。
（常時雇用者（パート等を除く））

④ 操業条件

- ・ 土地取得又は賃貸借してから5年以内に操業すること。
- ・ 補助金の交付決定日から10年以上操業すること。

※ リーディング企業とは、市内に本社を置き、売上や雇用において一定の規模を有する企業のうち、企業間の取引などにおいて地域経済に貢献し、成長性の高い企業として市が認定した企業のこと。

〈詳細〉市ホームページ

宇都宮市ホームページ > 産業・ビジネス > 企業立地・起業 > 企業立地 > 企業立地等に対する支援
<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/kigyo/kigyorichi/1006880.html>



【お問い合わせ先】

宇都宮市 経済部 産業政策課 経済戦略・産業団地グループ
〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5（宇都宮市役所7階南側）
TEL : 028-632-2461 FAX : 028-632-2447
E-mail : u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp

企業が
愉快だ
宇都宮

UTSUNOMIYA

活用イメージ

〈事例 1：製造業の工場を建設する場合〉 補助対象：土地、建物及び設備

土地	50億円
建物	30億円
設備	20億円
補助対象額	100億円

《補助金交付額》

$$\begin{array}{l} \text{《補助率》} \\ \times 5\% = \underline{\underline{3\text{億円}}} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{※ } 100\text{億} \times 5\% = 5\text{億円だが、} \\ \text{上限3億円が適応になる} \end{array}$$

〈事例 2：大規模上乗せに該当する企業が建替をする場合〉 補助対象：建物（解体費含む）、設備

解体費	3千万円
建物	100億円
設備	50億円
補助対象額	150.3億円

《補助金交付額》

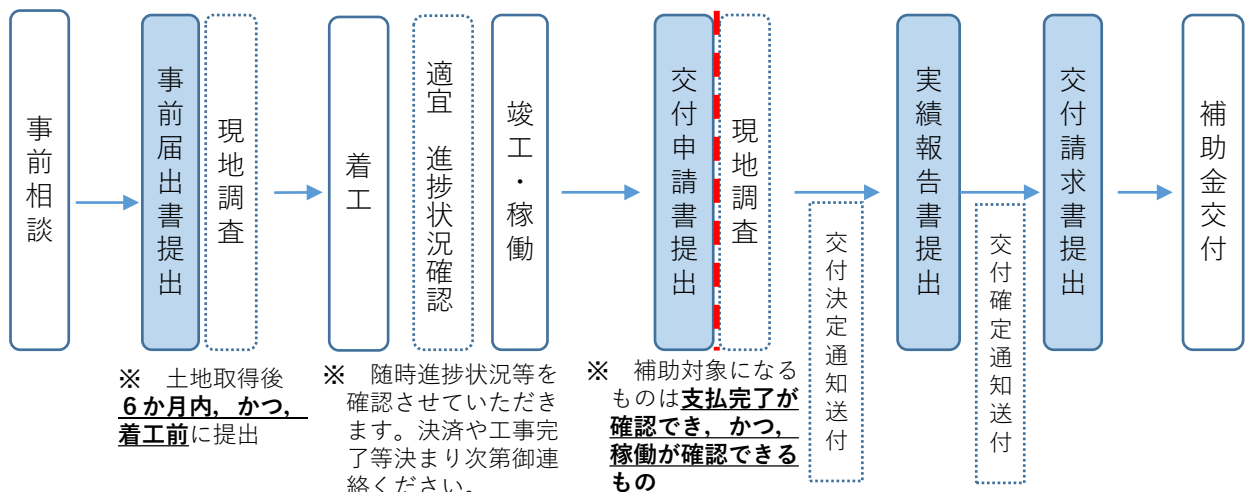
$$\begin{array}{l} \text{《補助率》} \\ \times 5\% = \underline{\underline{7\text{億}5\text{150万円}}} \end{array}$$

※ 補助対象額とは、投資金額から補助対象外経費を差し引きし、算出した額のこと

申請フロー

※ 交付申請書の提出締切
11月30日まで【厳守】

※ 補助金の交付は
3月末を予定



<留意事項>

- 補助対象となるものは、事業の用に直接供する土地、建物（建替に伴う解体費及び撤去、処分に必要な費用を含む）、設備です。
- 建物については、対象業種の事業の用に直接供する建物及び建物付属設備に加え、その管理部門の事務所のうち床面積が事業の用に直接供する部分の床面積を超えない部分は補助対象となります。
- 設備については、生産、研究、開発又はデザインの用に供する機械設備の購入に要する経費であり、地方税法第341条第4号に規定する償却資産で法人税法施行令第13条第3号に掲げる機械及び装置（耐用年数1年未満のもの、取得価格300万未満のもの及び送電線及び熱導管を除く。）が対象です。
- 雇用条件について、大企業で大規模上乗せを適用する場合は5名以上の雇用が必要になります。
- 補助金の交付を受けた者が条件に違反し、補助金の交付の決定を取り消した場合、補助金の返還額は期間に応じて算出されます。
- 補助金の交付決定日から10年以内に、補助の対象になった固定資産について補助金の交付の目的に反して使用する等した場合は、財産処分承認申請書を市長に提出し、承認を受ける必要があります。
- 国庫補助金等の額に相当する金額を固定資産の圧縮額として損金算入することができます。

※ 詳細は、企業立地等支援補助金要綱をご覧ください。